

第十六条第一項	再任用短時間勤務職員
支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過してしたものの中のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。
俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則
第五条第一項 (育児短時間勤務職員についての勤務時間法の特例)	第十七条 育児短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、各省各府の長が定める

第十三条第二項

公務のため臨時又は緊急の必
要がある場合には

公務の運営に著しい支障が生ずると認め
られる場合として人事院規則で定める場
合に限り

育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項

決定する

決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第八条第二項において「育児休業法」という。第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た

する

第六条第四項

相当する額と

相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

第八条第二項

については、月曜日から金曜日までの五日間

相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

勤務時間法第六条第二項

同条第二項ただし書

八時間の

育児休業法第十二条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従つた

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項

決定する

第七条第三項

相当する額と

相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過

決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする

。

員を生ずることその他的人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第

十三条第一項の規定による請求があつた場合に

おいて、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、

当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることができる。この場合において、国家公務員法の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用すること

により処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用すること

ができる。この場合において、国家公務員法第八十一条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時

間勤務職員」という。)について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)
第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
る給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の二

とする

に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百九号。以下「育児休業法」とい
う)第二十五条の規定により読み替えられた勤
務時間法第五条第一項ただし書の規定により定
められたその者の勤務時間を同項本文に規定す
る勤務時間で除して得た数(第八条において「算
出率」という。)を乗じて得た額とする

決定する
者によるものとし、その者の俸給月額は、その
者の受け取る号俸に応じた額に、算出率を乗じて
得た額とする

育児休業法第二十五条の規定により読み替えら
れた勤務時間法

再任用短時間勤務職員
第九条の二第四項、第四
第十七条及び第十九
条の三第一項
号
第十二条第二項第二
号
第十六条第一項
支給する

支給する。
ただし、任期付短時間勤務職員が、
第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて
したものうち、その勤務の時間とその勤務を
した日における正規の勤務時間との合計が八時
間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に
規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百
(その勤務が午後十時から翌日の午前五時まで
の間である場合は、百分の百二十五)を乗じて
得た額とする

第十九条の九第三項
第十条の三から第十一
条の二まで、第十二条
の五から第十三条の七
まで、第十四条の九、
第十五条の十、第十二
条の二、第十三条の二
及び第十四条
再任用職員
任期付短時間勤務職員

第二十二条第一項

再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の特例)

第二十五条 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項

とする

に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百九号)
等に関する法律(平成三年法律第一百九号)
第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、一週間当たり十時間から二十時間までの範囲内で、人事院規則の定めるところにより、各省各府の長が定める

再任用短時間勤務職員
第六条第一項及び第
二項、第七条第二
項、第十二条、第十
七条第一項第一号並
びに第二十三条
第一条

再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

第六条第一項及び第
二項、第七条第二
項、第十二条、第十
七条第一項第一号並
びに第二十三条
第一条

再任用短時間勤務職員

任期付短時間勤務職員

改め、同条を第八条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給
与の調整に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の国家公務員の育
児休業等に関する法律(以下この条において「新
法」という。)第九条(新法第二十七条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定は、育児休業
をした職員がこの法律の施行の日以後に職務に
復帰した場合における給与の調整について適用
し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰
した場合における給与の調整については、なお
従前の例による。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和
二年法律第二十一条の二)の規定は、(育児休業を
している職員との権衡上必要と認められる範囲内にお
いて、「号俸を調整する」を「必要な調整を行う」
に改め、同条を第九条とする。
第七条の二の見出しを「(育児休業をしている職
員の期末手当等の支給)に改め、同条第一項中
「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「以下「給
与法」という。」を加え、同条第二項及び第三項中
「一般職の職員の給与に関する法律」を「給与法」に

7 任命権者が第一項又は第五項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第三項の規定は、適用しない。

第七条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)」に改め、同条中「国家公務員の育児休業等に関する法律」を「國家公務員育児休業法」に改め、同条を第八条とする。

第六条の二の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条中「平成三年法律第百九号」の下に「以下「国家公務員育児休業法」という。」を加え、同条を第七条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条中地方公務員等

共済組合法(昭和三十七年法律第百五十一号)第二条第一項第二号口及び第三十八条の二第三項の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一
部改正)

第二条 地方公営企業等の労働関係に関する法律の
ように改正する。

附則第五項中「あるのは、」を「あるのは」に、
「読み替える」を「、同条第三項中「地方公営企業
の管理者」とあるのは「任命権者(委任を受けて
任命権を行なう者を除く。)」と読み替える」に改め
る。

(地方公営企業法の一部改正)

第三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二
百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第六条の二、第七条及
び第九条」を「第七条、第八条、第十四条、第十
五条及び第十九条」に改め、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加え
る。

第二部 総務委員会会議録第十二号 平成十九年四月二十六日

び第九条」を「第七条、第八条、第十四条、第十
五条及び第十九条」に改め、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加え
る。

3 企業職員に対する地方公務員の育児休業等
に関する法律第十条第一項及び第十七条の規
定の適用については、同項中「次の各号に掲
げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の
勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法
律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける
国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務
する職員以外の職員にあっては、第五号に掲
げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一
週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗
じて得た時間から当該職員の一週間当たりの
通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間
までの範囲内の時間となるように地方公営企
業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第
十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは
「第十三条及び前条」とする。

(へき地教育振興法の一部改正)

第四条 (へき地教育振興法(昭和二十九年法律第
百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第二項」の下に「、地方
公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法
律第百十号)第十八条第一項」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第一項第二号口を次のように改める。
□ 組合員と同一世帯に属する三親等内の
親族でイに掲げる者以外のもの
第三十八条の二第三項中「国民健康保険法
の法律第百十条及び」を「及び」に改める。

第一百十四条の二第二項及び第一百四十二条第二
項の表第百十四条の二第二項の項中「第九条第
二項」を「第十条第一項又は第十九条第一項の
規定の適用を受ける法律(平成二年法律第
百二十一号)の一部を次のように改正す
る。

第六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法
律第百二十一号)の一部を次のように改正す
る。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二条第六項第三号中「受けて勤務しなかつ
た日」の下に「承認を受けて育児短時間勤務を
した日」を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に
関する法律の一部改正)

第七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採
用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の
一部を次のように改正する。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条第三項第三号中「第九条第一項」を「第
十九条第一項」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第八条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第三号中「第六条の二、第
七条及び第九条」を「第七条、第八条、第十四
条、第十五条及び第十九条」に改め、同条第五
項中及び第五条第二項の「」を「、第五条第二
項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに
第十八条第一項」に、「とする」を「と、同法第
十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の條
例」と、「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形
態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する
法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の
適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態に
よって勤務する職員以外の職員にあっては、第
五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職
員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を
乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの

の通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間
までの範囲内の時間となるよう地方独立行政
法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行
政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条
第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは
「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前
条まで」とあるのは「第十三条及び前条」と、同
法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団
体の条例」とする」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律の一部改正)

第九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)
の一部を次のように改正する。

第五十条中「第三十九条第三項」を「第三十九
条第四項」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案
の目的)

第一条 この法律は、国家公務員の請求に基づく
大学等における修学又は国際貢献活動のための
休業の制度を設けることにより、国家公務員に
自己啓発及び国際協力の機会を提供することを
目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十条を
除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二
十号)第二条に規定する一般職に属する国家公
務員(常時勤務することを要しない職員、臨時
的に任用された職員その他の人事院規則で定め
る職員を除く。)をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務
員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び
法律で別に定められた任命権者並びにその委任
を受けた者をいう。

九

この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条に規定する大学(当該大学に置かれたる同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第六十二条に規定する大学院を含む)の課程(同法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行つものとして認められたるもの)を含む。又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む)の課程に在学してその課程を履修することをいう。

4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む)。以下この項において同じ。)その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして人事院規則で定めるものに参加することをいう。

5 この法律において「自己啓発等休業」とは、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己)啓発等休業の承認)

2	<p>前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。</p> <p>(自己啓発等休業の期間の延長)</p> <p>第四条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第一項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。</p>
2	<p>自己啓発等休業の期間の延長</p> <p>第四条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第一項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。</p>
3	<p>前条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。</p>
2	<p>自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(自己啓発等休業の承認の失効等)</p> <p>第六条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。</p> <p>任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるとときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(職務復帰後における給与の調整)</p> <p>第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところによ</p>

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二号)第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

(人事院規則への委任)

第九条 この法律(前条及び次条を除く。)の実施に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛省の職員への準用)

第十一条 この法律(第一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員その他の命令で定める職員を除く。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中

「任命権者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」といふ。)」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

〔第三十八条第四号〕の下に「並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第一号)第八条第二項」を加え、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第三条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第一号)第五条第二項及び第七条の規定

(独立行政法人通則法の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第一号)第五条第二項及び第七条の規定

平成十九年五月七日印刷

平成十九年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B